

様式第2号(第6条関係)

介護保険住宅改修費等受領委任払に係る取扱誓約書

年 月 日

土佐町長 和田 守也 様

(申請者) 所在地

事業者名称

代表者氏名

介護保険住宅改修費等の受領委任払に関し、事業者の登録申請に当たり次の事項を遵守することを誓約します。

(基本事項)

- 1 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目(平成11年厚生省告示第94号)に規定する特定福祉用具等の種目、及び居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給に係る住宅改修の種類(平成11年厚生省告示第95号)に定められた介護保険給付の対象となる住宅改修(以下「住宅改修等」という。)の提供に関しては、関係法令等を遵守すること。
- 2 住宅改修等に当たっては、土佐町、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等(以下「関係機関等」という。)との連携に努めること。
- 3 被保険者の意思及び人権を尊重し、常に被保険者の立場に立ったサービスの提供に努めること。

(受給資格の確認等)

- 4 被保険者等から、受領委任払の申し出があった場合には、その者の提示する介護保険被保険者証によって土佐町の被保険者であること、要介護認定又は要支援認定を受けていること、認定の期間が有効であること、給付制限を受けていないこと等受領委任払が利用可能であるかどうかを確認すること。

(見積書等の発行)

- 5 住宅改修等を受領委任払にて取り扱う場合、見積書その他保険給付を受けるために必要な書類を作成し、被保険者等に発行すること。

(見積書の内容変更)

- 6 住宅改修等に関する見積書の記載内容に変更が生じた場合には、速やかにその変更の内容を被保険者等に通知し、変更後の見積書を被保険者等に発行するとともに、関係機関等に連絡すること。

(住宅改修等の施工及び納入)

- 7 住宅改修等の内容を十分に確認及び説明を行い、安全に配慮した工事及び納入を行うこと。

(自己負担額の受領等)

- 8 住宅改修等が完了したときには、自己負担額の支払を被保険者等から受けるものとし、これを減免し又は超過して費用を徴収しないこと。また、被保険者等に対して領収書を発行すること。

(保険給付の請求)

- 9 住宅改修等の自己負担額の受領が完了した後、保険給付額を町長に請求すること。なお、請求に当たっては、保険給付費以外の費用を請求しないこと。

(記録の整備)

- 10 住宅改修等に関する記録を整備し、特定福祉用具の販売日又は住宅改修の完了日から2年間保管すること。

(通知)

- 11 住宅改修費等を受領委任払により行う被保険者等が、不正な行為により保険給付を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なくその旨を町長に通知すること。

(文書の提出等)

- 12 町長が住宅改修費等の支給に関して必要があると認め、文書等の提出若しくは提示を求め、又は当該職員に質問若しくは照会させる場合には、これに応じること。

- 13 関係法令等又はこの遵守事項に違反し、その是正等について町長から指導を受けたときは、直ちにこれに従うこと。

(登録の取消し等)

- 14 この遵守事項に違反した場合、又は不正な手段により事業者登録を届け出たと認められる場合は町長が直ちに事業者の登録を取り消すことについて了承すること。

(苦情処理)

- 15 被保険者等から苦情又は相談があった場合、状況を詳細に把握するための聴き取り等を行い、被保険者等の立場を考慮しながら、事実関係の特定を慎重に行い、誠実かつ円滑、迅速に対応すること。その他事業者において処理し得ない内容については、行政等関係機関との協力により、適切な方法を検討し、対応すること。

(損害賠償)

- 16 住宅改修費等の施工及び納入に伴い、事業者の責めに帰すべき事由により被保険者等の生命・身体・財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、被保険者等に対してその損害を賠償すること。

(秘密保持)

- 17 事業所の従業員及び従業員であった者は、業務上知り得た被保険者及び家族の秘密を保持すること。

(変更等の届出)

- 18 受領委任払の取扱いを廃止、休止若しくは再開又は届出書に記載した事項に変更があったときは、速やかに町長に届け出ること。